

令和7年度 東京都立北特別支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえる。
- (2) 児童・生徒の尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (3) すべての教職員がいじめ防止に取り組む。
- (4) 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるように努める。
- (5) 授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

2 学校及び教職員の責務

東京都立北特別支援学校(以下、「本校」と略す。)及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、本校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要である。また、必要に応じて心理や福祉、医師など外部専門家等が対応することが必要であり、学校が計画的にいじめ問題を中核となつて取り組む責務を担うことを目的に設置する。

イ 所掌事項

- 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ相談・通報の窓口
- いじめに関する情報の収集と記録、共有化
- いじめ情報により、迅速な情報の共有と事実関係の聴取、指導・支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等組織的な対応の中核
- 学校スクールカウンセラーの定期的なカウンセリング及び相談活動

ウ 会議

年3回 他、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

学校長

担当副校長

各学部主任

生活指導主任
生活指導部担当者
養護教諭
特別支援教育コーディネーター

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校内の組織的な対応だけではなく、臨床心理士、医師、福祉関係者等からの助言や情報を求め、学校いじめ対策委員会の活動の維持・推進を図ることを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止対策年間計画の検証、助言
- 情報の収集と検証に対する助言
- 外部連携に関する情報の収集

ウ 会議

年間2回他、必要に応じて開催する

エ 委員構成

校長
副校長
各学部主任
生活指導主任
生活指導部担当者
養護教諭
特別支援教育コーディネーター
学校医(小児科・精神科)
学校スクールカウンセラー
PTA会長
他、必要に応じて心理の専門家を招集する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教職員のいじめに対する共通理解の徹底

日常的にいじめの問題に触れることは大切であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識をもてるように情報を共有し、校内研修年2回、職員会議年3回を使って周知を図っていく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動を通した道徳教育、人権教育の充実の計画的な取組と体験的活動を通して、社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、児童・生徒が他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれないための指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方について細心の注意を払う。また、障害についても適切な理解と指導の下、児童・生徒にあたる必要がある。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

社会性とともに自己有用感・自己肯定感を学校の教育活動全体を通して、様々な

体験の機会から感じ取り、高める。

オ 児童・生徒自らがいじめについて学び、取り組む姿勢を育む

児童・生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを確認しながら、教職員は支援・サポートする役割に徹するように心がける。

(2) 早期発見のための取組

ア 学期1回の保護者面談(三者面談または個人面談)の実施。学校生活で気が付いたことや不安なことを聞き取る。

イ 気軽に相談できる相談窓口(学校スクールカウンセラー)の設置とともに、保健室や教育相談、特別支援教育コーディネーターの活用とともに相談の周知を図る。

ウ 身体的状況を丁寧に確認することにより安全状態の確認をする。

(3) 早期対応のための取組

ア 発見や通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まずに組織対応を意識して対応する。

イ いじめに関する通報を受けたり発見したりした時、当該委員会に報告し、一人で抱え込まずに組織として学校全体で取り組む。

(4) 本人及び保護者への支援を、自己有用感や自己肯定感に配慮し、個人情報等の取り扱いには十分に注意する。重大事態への対処

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が報告された場合には、事実の確認と聴取を即座に行う。

イ 児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、即座に当該委員会を招集し、適正な対応をするとともに、学校経営支援センターへ報告をする。

ウ 重大事態については、教育委員会を通じて都知事に報告する。

エ 重大事態に関する調査を実施し、同種の事態の発生の防止に努める。

5 教職員研修計画

いじめに関する基本的知識、組織の役割、教員の役割等に関する研修を年間3回以上実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便り及び学年便り、学習グループ通信を発行し、児童・生徒の学校における様子を保護者に周知するとともに、各学期に個別面談、家庭訪問もしくは保護者会を開催し、保護者により密な連携を図る。

(2) 保護者からの相談に対し適切に対応できるよう、専任の教育支援コーディネーター及び学校スクールサポーターを置き、面談・面接を実施するとともに、外部関係機関との連携も視野に置いた相談体制を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 特別支援教育コーディネーターを窓口とし、児童相談所や各在住区の福祉担当者と定期的な連絡会を設ける。
- (2) 王子警察署と連携し、教職員の研修活動や地域の情勢について、情報交換を実施する。また、本校児童・生徒にかかわる事象に関して情報の共有を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 教職員及び、児童・生徒等及び保護者に対して、いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを11月に実施し、学校サポートチーム委員会と共に基本方針の見直しを行う。
- (2) 児童・生徒等の学校生活に関する聞き取りの機会を積極的に申し、実態把握と改善に努める。